

記入例

(STEP2)健康宣言実施結果確認シート 添付資料

質問番号	⑦	質問内容	⑦適切な働き方実現に向けた取り組みを行っている。	
取組内容	フレックスタイムの導入			
実施時期	令和2年4月より		対象人数	60人
詳細な実施内容	<p>当社は、比較的若い従業員が多く、子育てとの両立が課題となっていたことから、男性も積極的に育児に参加できるようフレックスタイム導入した。 これにより、父親が保育園等へ子供を預ける役割を担い易くなり、母親の負担軽減が期待され、共働きが多い世代の家庭の安定につなげる。 また、フレックスタイム導入に合わせた業務の見直しにより、効率的な業務や時間外労働の縮減につなげ、生産性の向上を図り、時間外手当の減少分を手当てし、ワークライフバランスの実現を図ることとしている。</p> <p>労使協定 株式会社 ヘルスインシュアランスアソシエーションと従業員代表健保花子とは、労働基準法第32条の3の規定に基づき、フレックス制について、次のとおり協定する。 (フレックスタイム制の適用社員) 第1条 営業部及び開発部に属する従業員にフレックスタイム制を適用する。 (清算期間) 第2条 労働時間の清算期間は、4月、7月、10月、1月の1日から翌々月末日までの3箇月間とする。 (総労働時間) 第3条 清算期間における総労働時間は、1日7時間に清算期間中の所定労働日数を乗じて得られた時間数とする。 $\text{総労働時間} = 7\text{時間} \times 3\text{箇月の所定労働日数}$ (1日も標準労働時間) 第4条 1日の標準労働時間は、7時間とする。 (コアタイム) 第4条 適用社員の選択により労働することができる時間帯は、次のとおりとする。 始業時間帯＝午前6時から午前10時までの間 就業時間帯＝午後3時から午後7時までの間 (超過時間の取扱い) 第5条 清算期間中の実労働時間が総労働時間を超過したときは、会社は、超過した時間に対して時間外割増賃金を支給する。 (不足時間の取扱い) 第6条 清算期間中の実労働時間が総労働時間に不足したときは、不足時間を次の清算期間にその法定労働時間の範囲内で繰り越すものとする。 (有効期間) 第7条 本協定の有効期間は、令和2年4月1日から1年とする。</p>			
添付資料の別紙	有・ <input checked="" type="radio"/> 無		※1枚で書ききれない場合や、別紙となる添付資料がある場合は、有に○をしたうえ、どの確認内容についての資料かをわかるように添付してください。	

※必ずしもこの用紙を使用する必要はありません。必要項目が記載されていれば、独自の形式にて提出していただいてもかまいません。